

告示 第 3 3 号

令和 8 年 6 月 1 2 日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 枝元 昌一郎

鹿児島市交通局電停ネーミングライツパートナーの募集について（告示）

電車停留場（以下「電停」といいます。）に副呼称を付ける権利を買い取る、電停ネーミングライツパートナー募集に係る企画提案競技に参加する者に必要な要件を次のとおり定めたので、告示します。

なお、この選定に係る企画提案競技への参加を希望する者は、下記の要領により、電停ネーミングライツ申込書等を提出してください。

記

1 応募要件

下記の要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に本店又は主たる事業所を有する法人、又はこれに準ずる団体であること。
- (2) 電停ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えていること。
- (3) 当該電停周辺の美化活動など、待合環境の向上に資する取組に努めること。（例：清掃、プランターの設置など）
- (4) 対象電停から概ね一定距離に事務所等を有すること。
- (5) 「2 副呼称の条件」(1) に定める条件を満たしていること。
- (6) 次のいずれかに該当しない者であること。
 - ① 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）により規制を受ける業種その他これに類するもの
 - ③ ギャンブルに係るもの（公営競技を除く）
 - ④ 貸金業の規制等に関する法律（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）第 2 条に規定する貸金業に係るもの
 - ⑤ 投資業又は商品先物取引業に係るもの
 - ⑥ 法律に定めがない医療類似行為を行うもの

- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生・再生手続開始の申し立てがあるもの
- ⑧ 鹿児島市から指名停止を受けているもの
- ⑨ 市税などの本市に対する債務を滞納しているもの
- ⑩ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの
- ⑪ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けているもの
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの
- ⑬ 社会問題を起こしている業種又は業者
- ⑭ その他公共交通機関の公共性・中立性を著しく損なうおそれがあると交通事業管理者が認めるもの

2 副呼称の条件

(1) 副呼称は、次の要件の全てを満たすものとする。

- ①社名、店舗名、ブランド名および商品名など当該電停の所在地との場所的、地理的関連性が想起できるものであること。
- ②読み上げた場合は概ね15文字以内とし、かつ文字表記は概ね10文字以内であること。市（交通局）が必要と認める場合、短縮・修正を求めることができる。
- ③記号、顔文字、企業ロゴは不可とする。
- ④音声案内に支障を来す読みづらいものは不可とする。
- ⑤次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
 - エ 氏名、商標、著作物等が無断で使用したもの
 - オ 特定の思想・信条・宗教・政治活動を連想させるもの
 - カ 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
 - キ 世論が大きく分かれているもの

- ク 難読、誤読を誘発するなど、呼称として使われるのに不適當なもの
- ケ 個人名のみを表示するもの（市（交通局）が特に認めた場合を除く）
- コ 市（交通局）があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
- サ 市（交通局）の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの
- シ その他不適切であると認められるもの

(2) 契約期間内に副呼称の変更はしないものとする。

ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある、かつ利用者等の混乱を招くおそれがない場合は、市（交通局）と電停ネーミングライツパートナーとの協議の上、変更することができるものとする。

3 応募要領

(1) 受付期間

告示日から令和8年8月31日（月）まで（休日、土日を除く。郵送の場合は、令和8年8月31日（月）必着。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

電停ネーミングライツパートナー募集要項（以下「募集要項」という。）の8のとおり

(4) 提出方法

直接持参、郵送又は宅配便の方法による。

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒890-0055

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経営課営業係

電話 099-257-2102

FAX 099-258-6741

電子メールアドレス ktkeiei-ei@city.kagoshima.lg.jp

3 その他

募集要項等は、鹿児島市交通局ホームページ（<https://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>）において入手することができます。